

内閣参質二〇〇第一一号

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員熊谷裕人君提出二日酔いが病氣であるか否かに関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出二日酔いが病気であるか否かに関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

お尋ねの「政府としての定義」、「法律、政令及び省令等」、「病気にあたる」及び「二日酔い」に関する法令による規制」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘のいわゆる「二日酔い」については、その要因と発症機序について未解明な部分が多く、医学的に確立された定義は存在せず、また、法律、政令及び省令において「二日酔い」を定義した規定はないと承知している。

三について

お尋ねの「病気にあたる」及び「二日酔い」の症状の軽減をうたう医薬品、食品など」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、一般に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する「医薬品」に該当する場合には、同法による規制の対象となる。

五について

民間企業においていわゆる病気休暇制度を設ける場合の取得要件について定めた法令はないことから、

その取得要件は様々であるため、お尋ねについて、一概にお答えすることは困難である。